

案 1	案 2	案 3	案 4
<p>奈良市議会は日本国憲法に定める地方自治の本旨に基づき、市長との二元代表制の特性を基礎とする議会の機能を高めることにより、市民主体の市政及び自立した自治体構築を推進し、市民の生活の安定及び福祉の向上並びに住民自治の発展に寄与するとともに、本市の都市像である「市民が育む世界の古都奈良」にふさわしい伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりに努める。</p> <p>このため本市議会は、政策立案、行政監視、論点開示などを積極的に行い、情報公開、住民参加を活用しながら市民の負託に応えていかなければならない。</p> <p>また、本市議会議員は、市民の公共的な意志の代表者として自覚を持ち、倫理を重んじ、自主・自立を原則として活動しなければならない。</p> <p>本市議会は、これらの理念と目的を達成することを誓い、議会の最高規範として、この条例を制定する。</p>	<p>奈良市議会は、世界に誇る歴史と文化の薫る本市の発展を担う責務を担っている。</p> <p>かつて平城京に都がおかれていた時代は、シルクロードを通じて大陸より学び我が国の律令制が布かれていた。しかし、現代は主権在民のもと、選挙で負託された住民の代表が政治を行い、なかでも地方政治は、多様な住民意思の反映が必然となり二元代表制のもとで、さらに地方分権が進められている。</p> <p>また、我が国の取り巻く社会情勢は、世界でも類をみない人口減少と少子高齢社会をむかえ、新たな価値観を更に創造して持続可能なまちづくりを模索している。</p> <p>我々奈良市議会は、市民の負託を受けた議会として、このような流動化のなかにあっても現在と未来の世代への責任を果たすべく、最高規範である奈良市議会基本条例を制定し、市民と協働のもと諸問題を的確に捉え課題を克服し、本市の発展を不動にすべく定めるものである。</p>	<p>今日の地方自治は、法律によってその制度の改革が行われ地方分権、地方への権限移譲が加速し、多様化している社会のニーズに対応できる時代を求めています。それに伴って地方公共団体の権能や機能が拡大する中で、議会の果たすべき役割と責任は、一層重要なものとなっています。</p> <p>二元代表制の下で、市長および執行機関との健全な緊張関係を維持しながら、行政への監視機能をより強化し、一方で議会としての政策立案、政策提言等に努めなければなりません。</p> <p>市民に負託された責任と期待に応えるためには、今まさに議会制度の改革の必要性が認識され、全国的な流れとなっています。</p> <p>本市議会としても議員・議会が果たしている役割を、より市民に分かりやすく伝え、見える制度とすることが必要であると考えます。</p> <p>ここに奈良市議会の基本理念、議員の責務、議会運営に関する事項、政治倫理に関する事項を明らかにし、本議会の最高規範として市民の信頼をより高めるため、この条例を制定するものです。</p>	<p>地方自治は日本国憲法でうたわれ、地方議会は、首長とならぶ、住民の直接選挙で選ばれた議員で構成される独立した地方自治体の代表機関として位置づけられている。</p> <p>本市議会は、議事機関としての特性を発揮し、市民福祉の向上を図るために、市政の運営に関し二元代表制の一翼を担う重大な責務があることを確認する。</p> <p>ここに、市民の負託にこたえ、市民に開かれた議会として、議会の基本的事項を定めたこの条例を制定する。</p>